



日本政府が決定した「クラウド・バイ・デフォルト原則」を教えてください。



日本政府は、政府情報システムを整備する際に、クラウドサービスの利用を第一候補とする「クラウド・バイ・デフォルト原則」の基本方針を2018年6月7日に決定しました。

対象となるサービスや業務、取り扱う情報を明確化した上で、クラウドサービスの利用を優先し、そのメリットを最大化するとともに、開発の規模及び経費の最小化するために、まずは運用管理負担が少ないパブリック・クラウドの SaaS から検討を始め、それが難しい場合は、順次負担が大きくなる PaaS、IaaS へと検討を進めるように示されています。いずれのクラウドサービスでも、利用が著しく困難である場合に限り、あるいはいずれのクラウドサービスの利用メリットがなく、しかも、クラウドサービスによる経費面の優位性も認められない場合のみオンプレミスにするとしています。

この考え方は、民間が先行しており、財務会計や人事、経費精算、電子メールなど企業の独自性を求められないアプリケーションを自社開発する必然性もなければ余裕もない。むしろ、競争力の強化や差別化などの攻めの IT にリソースを傾けたいと考える経営者にとって、「クラウド・バイ・デフォルト」は当然の帰結となっています。

クラウド・バイ・デフォルト原則

政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針

https://cio.go.jp/sites/default/files/uploads/documents/cloud_%20policy.pdf

クラウド・バイ・デフォルト原則（クラウドサービスの利用を第一候補）

- 政府情報システムは、クラウドサービスの利用を第一候補として、その検討を行う
- 情報システム化の対象となるサービス・業務、取扱う情報等を明確化した上で、メリット、開発の規模及び経費等を基に検討を行う

Step0：検討準備

クラウドサービスの利用検討に先立ち、対象となるサービス・業務及び情報といった事項を可能な限り明確化する。

Step1：SaaS（パブリック・クラウド）の利用検討と利用方針

サービス・業務における情報システム化に係るものについて、その一部又は全部が SaaS（パブリック・クラウド）により提供されている場合（SaaS（パブリック・クラウド）の仕様に合わせ、サービス・業務内容を見直す場合も含まれる。）には、クラウドサービス提供者が提供する SaaS（パブリック・クラウド）が利用検討の対象となる。

Step2：SaaS（プライベート・クラウド）の利用検討

サービス・業務における情報システム化に係るものについて、その一部又は全部が、府省共通システムの諸機能、政府共通プラットフォーム、各府省の共通基盤等で提供されるコミュニケーション系のサービスや業務系のサービスを SaaS として、当該サービスが利用検討の対象となる。

Step3：IaaS/PaaS（パブリック・クラウド）の利用検討と利用方針

SaaS の利用が著しく困難である場合、又は経費面の優位性その他利用メリットがない場合については、民間事業者が提供する IaaS/PaaS（パブリック・クラウド）が利用検討の対象となる。

Step4：IaaS/PaaS（プライベート・クラウド）の利用検討

IaaS/PaaS（パブリック・クラウド）の利用が著しく困難である場合、又は経費面の優位性その他利用メリットがない場合については、サーバ構築ができる政府共通プラットフォーム、各府省独自の共通基盤等を IaaS/PaaS として、当該サービスが利用検討の対象となる

オンプレミス・システムの利用検討